

秋田県立秋田技術専門校 自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 目的

自家用電気工作物を設置する者として、公共の安全を確保及び環境の保全を図るため、電気の保安を確保することを目的とする。

2 対象自家用電気工作物

- (1) 委託場所 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4番地の53 秋田県立秋田技術専門校  
秋田県秋田市向浜一丁目2番1号 職業訓練センター
- (2) 需要設備 秋田県立秋田技術専門校 設備容量 650kVA 受電圧 6,600V  
職業訓練センター 設備容量 65kVA 受電圧 6,600V

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 委託業務の内容

- (1) 保安業務担当者が実施する保安管理業務の内容は、(2)を除き次のとおりとする。
- ① 保安業務担当者は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自から実施するものとする。
- ② 保安管理業務は別に定める、保安業務担当者が実施するものとする。
- ③ 前述に掲げる電気工作物の維持及び運用について、点検、測定及び試験を別紙自家用電気工作物の点検仕様書のとおり行うほか、発注者及びその従事者に日常点検等において異常等があったか否かの問診を行い、その結果から、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
- ④ 前述に掲げる電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次のアからエまでに掲げる処置を行うものとする。
- ア 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示
- イ 事故・故障の状況に応じた臨時点検
- ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言
- エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示
- ⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上）の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のア及びイに掲げる処置を行うものとする。
- ア 警報発生時の原因調査及びその適切な措置。
- イ 警報発生時の受信記録（3年間）
- ⑥ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
- ⑦ 前述に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。

- ⑧ 前述に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。
- ⑨ 前述に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて別紙自家用電気工作物の点検仕様書に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。
- (2) 次の①から④までに掲げる自家用電気工作物にあつては、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者により確認されているものとする。
- このほか、保安業務担当者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。
- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
- ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- イ 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- ウ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器
- エ 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- オ 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- ② 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
- ア 点検時現場に設置されていない移動式機器等
- イ 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- ウ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- エ 業務上の都合等甲の事由で乙が立入りできない場所に設置された機器等
- オ 情報管理のため立入が制限される場所
- カ 衛生管理のため立入が制限される場所
- キ 機密管理のため立入が制限される場所
- ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 仕様機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、発注者が確認を行うものとする。

## 5 委託業務の処理方法等

委託業務を次のとおり実施するものとする。

### (1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。

#### ①月次点検

主として運転中の施設の点検及び試験などを別表により行うものとする。

#### ②年次点検

主として運転中の施設の点検及び試験などを自家用電気工作物の点検仕様書により行うものとする。

## (2) 臨時点検

- ①事故発生時等、必要の都度、臨時点検対応可能であること。
- ②不良箇所がある場合、指導及び助言を行うこと。
- ③事故発生時の応急処置指導及び原因調査並びに再発防止の指導を行うこと。
- ④電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導を行うこと。
- ⑤電気関係法令に基づく立入検査がある場合、立ち会いを行うこと。

## 6 業務内容

- (1) 月次点検 需要設備について巡視点検等を1ヶ月に1回実施する。
- (2) 年次点検 需要設備について点検及び必要な項目について測定試験を1年に1回実施する。
- (3) 臨時点検 異常の発生又は発生のおそれがある場合等、必要に応じて実施する。

## 7 連絡責任者等

- (1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、前項の連絡責任者に事故等がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定め、その連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、原則として連絡責任者又は代務者を受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

## 8 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、第4に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者を当てるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 受注者は、前各号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

## 9 発注者と受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受けその記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し保存するものとする。
- (2) 発注者は、受注者が報告・助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その結果を検収し記録しておくものとする。その保存については第10の規定による。

## 10 記録の保存

受注者が実施し報告した保安管理業務実施結果の記録等は、発注者と受注者双方において3年間保存するものとする。

## 11 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

自家用電気工作物の点検仕様書

対象設備		項目	月次点検 周期：毎月	年次点検 周期：毎年	測定・試験	
					項目	周期
引込設備	区分開閉器 引込線 支持物 ケーブル等	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 標識、保護柵の状況 ヘッド、接続函、分岐函等接続部の過熱、損傷、腐食 布設部の無断掘削	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食 ケーブル腐食、亀裂、損傷 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験	毎年 毎年 毎年	
受電設備	断路器 電力用ヒューズ 遮断器 高圧負荷開閉器 変圧器 コンデンサ及びリアクトル 避雷器 計器用変成器 母線等	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 受と刃の過熱、変色、汚損、異物付着 外部の損傷、碍子、油漏れ、汚損、振動、音響、温度、ふくらみ、取付け状態 ヒューズの異常、その他の必要事項 計器の指示、異常、表示灯の異常、操作、切替開閉器などの異常その他必要事項	受と刃の接触、ゆるみ、荒れ具合 振止め装置の機能 操作具合、機構点検、付属装置の状態 油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常の有無 裏面配線の塵埃、汚損、ゆるみ、断線の有無 碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動試験 電圧、負荷電流測定 B種接地線の漏えい電流測定	毎年 毎年 毎年 毎年 毎月 毎月	
受配電盤	断路器 遮断器 開閉器類 配電用変圧器 電線及び支持物 ケーブル等	受電設備に同じ	受電設備に同じ	受電設備に同じ	毎年	
接地工事	接地線 保護管等	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	腐食、断線、外れ、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年	

対象設備		項目	月次点検 周期：毎月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
					項目	周期
構 造 物	受電室建物	キュービクル式受・ 変電設備の金属製外 箱等	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態 及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け 状態 損傷、変形、腐食、雨漏り、 雨雪侵入 小動物侵入の有無、据付状 態	消火設備の状態、標識、表示の 状態  その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	配電設備					
負 荷 設 備	配線	配線器具  低圧機器等	異音、異臭、損傷、不点 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適 否 機械器具、配線の取付け状態 及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け 状態 開閉器等の湿気、塵埃等の有 無	各部の変形、損傷、加熱物との 離隔状況  開閉器、器具の接続状態  その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
					接地抵抗測定	毎年